

事務連絡
平成 28 年 2 月 16 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

ジカウイルス感染症に係る対応について

日頃から感染症対策への御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記については、「ジカ熱に関する情報提供及び協力依頼について」（平成 28 年 1 月 21 日付け事務連絡）及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（平成 28 年 2 月 12 日付け健感発 0212 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）で示したところです。

当面の間、医療機関等からジカウイルス感染症を疑う症例について連絡があった際は、地方衛生研究所等において RT-PCR 法による遺伝子検査の実施又は IgM 等の抗体検査の実施を行うとともに、当課まで情報提供をお願いします。

また、地方衛生研究所等での検査で陽性となった場合は、国立感染症研究所において確認検査を実施し、専門家により感染時期や感染経路、検査・診断結果等について確認を行った上、検査結果を確定とします。

なお、ジカウイルス感染症の発生動向については、検査結果の確定後に公表することとしていますので、情報の取扱いには留意願います。